

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
中央高等学校	1 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。 <table><tr><td>職員</td><td>続柄</td><td>休暇承認日</td></tr><tr><td>A</td><td>配偶者のおば（服喪休暇対象外）</td><td>令和 5 年12月 4 日</td></tr></table> 2 特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から連続する期間が 3 日間を超えて承認しているものがあった。 <table><tr><td>職員</td><td>続柄</td><td>休暇承認日</td></tr><tr><td>B</td><td>兄 （休暇日数： 3 日以内）</td><td>令和 5 年 9 月 8 日から 同月14日までの 7 日間</td></tr></table>	職員	続柄	休暇承認日	A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和 5 年12月 4 日	職員	続柄	休暇承認日	B	兄 （休暇日数： 3 日以内）	令和 5 年 9 月 8 日から 同月14日までの 7 日間	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第 5 に定める日数以内で必要と認める期間 別表第 5 （第10条関係）<table><tr><td>死亡した者</td><td>日数</td></tr><tr><td>父母、配偶者、子</td><td>7 日</td></tr><tr><td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td><td>3 日</td></tr><tr><td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td><td>1 日</td></tr></table>備考 3 日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7 日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1 日
職員	続柄	休暇承認日																				
A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和 5 年12月 4 日																				
職員	続柄	休暇承認日																				
B	兄 （休暇日数： 3 日以内）	令和 5 年 9 月 8 日から 同月14日までの 7 日間																				
死亡した者	日数																					
父母、配偶者、子	7 日																					
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日																					
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1 日																					
措置の内容																						
誤って承認した特別休暇（服喪休暇）については、年次休暇として処理を行った。 検出事項の原因は、申請者及び直接監督責任者が服喪休暇の取扱いについて誤った認識を持っていたことにある。 再発防止に向けて、教頭より関係職員に対して、服務に係る申請を適正に行うよう周知を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際は、その要件の確認を確実に行うことにより、チェック体制を強化し、再発防止に努めた。																						

今後は、法令に基づき、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月18日）